

1. [今後の地域づくりのあり方について]

木次町会場（チェリヴァホール）

Q6：交流センターは今後指定管理者による管理ということだが、なかなか難しく、メリットが見えない。その点の指導・支援をお願いしたい。3年の猶予期間を過ぎれば本当に指定管理になるのか、現場ではその認識が薄い。とりわけ新市交流センターに関しては、指定管理を受けている施設の一部を間借りしている状況で、そもそも指定管理を論じる環境にない。他の交流センターと同じ土俵に上げられるよう環境を整えてほしい。

A：平成24年度現在、市内29交流センターのうち指定管理を受けている施設は23箇所ある。指定管理を受けたくても受けられないような施設のあり方については、市民が主役のまちづくり推進検討会議で検討しているところである。土地やスペースの問題があるなか、どういったものがふさわしいのか議論する必要がある。自主防災の観点などもあり、多角的・総合的な観点から検討していく必要がある。

地域自主組織に交流センターを指定管理していただく際には、がんばったところには恩恵があるようなメリット制度を考えていく必要がある。現在検討を進めているところである。（政策企画部次長）

A：当初の計画では、連坦地は木次公民館で1つということだったが、強い要望もあり、連坦地は4つに分けることになり、交流センターとしてスペース的に満たさないところが出てきた。ぜひ何らかの形で交流センターとして十分なスペースを確保できるようにしていきたい。（市長）

Q7：雲南市交流センター条例の抜本改正が必要。従来の公民館条例とはまったく異なっている。現在の交流センターは機関でもなく、法人格もない、単なる施設。それをいささか誤解されているのではないか。

地域委員会についても、見直す必要がある。

自治会長協議会については、旧木次町では重要視された会だったが、今は薄くなっている。これも基本的な見直しが必要である。

地域福祉委員会については、地域自主組織と重なっている部分が多々ある。抜本的な見直しが必要である。

自治会の主体性の確保と、雲南市からの交付金の見直しが必要である。地域づくりの先端に行くのは末端の組織である自治会であることを十分認識すべき。

地域自主組織の充実と公平化が必要。地域自主組織は市内いろいろな規模があり、これでは本当の地域自主組織としての活動ができかねるため、公平化を検討すべき。

雲南市雇用協議会は大事な会なので充実してほしい。

雲南市本庁、総合センター、教育委員会、社会福祉協議会の地域に対する窓口が一本化されていない。再三にわたりこうした意見が出ているが、未だにめいめいである。このことは地域にいればよく分かる。これを基本的に見直してほしい。

地域自主組織の独自財源確保について、最近特に「コミュニティビジネスにより財源確保せよ」との指導があるが、これは第三セクターの再来であり、きわめて危険な存在ではないか。第三セクターの場合は最悪の場合市が関わっているので市へお願いできるが、コミュニティビジネスは大きな負債を抱えた場合に地域で何とかしなければ誰も助けてくれない。そこをよく踏まえて取り組む必要がある。財源は各地域自主組織で緻密に積み立て方式などで確保しておくことが大事である。

これらを総合的に考えてもらい、真に地域が自主的に活動できるようにしてほしい。

A：交流センター条例は公民館条例とは出発点からまったく違うことを理解いただきたい。条例があるのみにすぎないという指摘については、新しい地域づくりのあり方の中で検討していく必要がある。

地域委員会については「総合センターと一体となったまちづくり」という出発点・原理原則があった。地域自主組織もそれぞれ力を得てきており、そこに集約が必要ではないかということだが、行政と地域自主組織の繋ぎ役、地域計画のチェック機能としては、議会があるにせよ一定のものは必要かとも思うので、これも併せ

て見直していく。

自治会長協議会は自主的な組織。自主組織の中に理事という形で入ってもらっているところもある。議論の中で必要があれば踏み込んで見直しをしたい。

地区福祉委員会については、社会福祉協議会の定款にも掲載されており、一方で地域自主組織としては福祉部をもってこれに当てており、両方に当たっているという複雑な形。一体化という観点での見直しが必要。

自治会の交付金についても、地域の自主性、裁量性について多くの提言をいただいております、お金の支援の仕方について検討していきたい。

地域自主組織の規模の公平性が必要ということだが、地理的な問題もあり、また地域自主組織は地縁による繋がり、小学校区単位・公民館単位での古くからある繋がりの中でやってもらっている。今の地域自主組織が一定の集約されたものではないかと思っている。この点については自主性に任せていくべき部分もあり、どこまで行政が関与できるかという問題もある。

交流センター職員は雇用協議会という組織により、自主組織からの推薦に基づいて雇用決定している経過がある。例えば指定管理者制度の中に人件費部分を盛り込むという考え方もある。

教育行政・社会教育・福祉・地域づくりの窓口がばらばらで一本化すべきとの指摘はいただいている。担当課が地域振興課だけでいいのか等、多角的に検証をしていく必要がある。

コミュニティビジネスについては、あくまでも取り組み事例の一つという認識。財源を福祉に当てられないかという声もいただいている。決して行政による一方的なものではない。当然しっかりと行政支援はあるべきと考える。(政策企画部次長)

A：ご指摘いただいた視点から見直しをしていく。コミュニティビジネスは危険性があるということだが、地域自主組織は地域づくりを進めていく上で一番顔が見える範囲、適切な広さではないかと思っている。地域づくりをする上では常に自助・共助・公助の視点が担保されるべき。コミュニティビジネスは自助の範囲内で行えることをやっていただく。行政がすべき範囲は行政がしっかり役目を果たしていく。(市長)